

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 2 項の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合議会（以下「広域連合議会」という。）の事務局の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広域連合議会に事務局を設置する。

(職員の定数)

第 3 条 職員の定数は、山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年形広連条例第 4 号）第 3 条の定めるところによる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。